

平成 28 年度

中心市街地拠点施設整備基本計画策定委員会

第 2 回図書館専門部会

平成 29 年 1 月 19 日

四日市市 政策推進部 政策推進課

## これまでの意見(論点)に関する考え方のたたき台について

### ■ 主にハード面に関わる内容

#### 1 機能別エリアに関して

新図書館には、次の機能別エリアが必要である。各エリアには、利用者に応じて静かなスペースや会話のスペースを配置する。

加えて、拠点施設全体の玄関となる 1 階には、図書館情報のデジタル(電子)看板、拠点施設共用の行事スペースなど、図書館利用につなげる工夫を検討する。また、移動図書館車の車庫、自動車文庫の書庫なども考慮のうえ、移動図書館車の発着所に係る可能性を検討する。

機能別エリア	所要の室やスペースの例示
閲覧と学習の静かなエリア	一般書や参考図書、特集コーナー、閲覧や学習のスペース、新聞コーナーなど
子どもと子育てのエリア	児童書や育児書、おはなしの部屋、子どもコーナー、雑誌コーナーなど
青少年のエリア	青少年書、青少年コーナー、グループ学習スペースなど
資料情報のエリア	郷土資料、雑誌コーナー、ICT(情報通信技術)コーナーなど
講座と点字録音のエリア	講座室、点字録音資料室、資料製作室など
ボランティアと管理のエリア	ボランティア室、図書整備室、事務室など

#### 2 スペースに関して

ワンフロアの床面積を可能な限り広く確保のうえ、機能別エリアに必要なかつ十分な延べ床面積を確保する。その中でも、「子どもと子育てのエリア」は、子ども読書活動の推進が重点であることから、ワンフロアとするなどして広く確保し、子どもや子育てに対応した空間づくりをする。

#### 3 開架スペースと閲覧スペース、書庫に関して

開架スペースと閲覧スペースは必要かつ十分な広さを確保し、書庫は高収納の自動書庫を活用して蔵書のすべてを図書館内に収納のうえ、利用者が閲覧したいときに閲覧できるようにする。開架スペースは、利用者の手が届く高さの書架に図書を豊富に並べ、じっくり本選びができる空間にするとともに、書架間も車イスが通ることができる通路幅を確保する。

#### 4 座席空間と飲食に関して

各エリアには、利用者に応じて閲覧向けのイスや机のある学習向けのイスを配置し、また座席での水筒などの飲料自由とするなど、利用者に応じた多様な座席空間とする。

なお、拠点施設の機能の 1 つである「憩いの空間」では、テーブル席で飲食しながら、読書や学習にも利用できる自由な座席空間を検討する。

#### 5 図書館内の各階移動に関して

貸出手続き前の図書を持ってフロアを移動しやすくするため、盗難防止ゲートより内側の図書館内には図書館専用エレベーターを設置する。

#### 6 駐車場に関して

拠点施設全体として、一時的であっても入庫待ちが長くないような駐車場の方策を講じるとともに、滞在型に見合う無料駐車とする。また、車いすやベビーカーに対応する駐車場の確保、市営中央駐車場やくすの木パーキングより図書館へのアクセス(導線)整備、駐車場の防犯対策なども検討する。

## ■ 主にソフト面に関わる内容

### 7 新たなデジタル(電子)情報に関して

CD・DVD、アーカイブ(貴重な郷土資料の電子情報)及びデータベース(テーマ別の統合された電子情報)を導入し、新たな情報の閲覧に対応する。また、来館しなくてもスマートフォン(電話やインターネット機能のある携帯端末)等で閲覧できるように電子書籍を導入する。

### 8 ICタグの活用に関して

蔵書のすべてにICタグ(※)を貼付し、自動貸出機や自動予約本受取棚、盗難防止ゲート、自動書庫などを導入する。市内の地域館と蔵書を一体的かつ効率的に貸出をしていることから、あさけプラザ図書館や楠交流会館図書室の蔵書にも貼付のうえ、必要な設備を導入する。

【(※) ICタグ・・・本を個別に識別するための名札】

### 9 図書館情報システムに関して

貸出履歴などの個人情報保護しつつ、図書館情報システムの統計機能を充実させ、利用者や図書動向を把握し、図書館事業方針や資料収集方針に活用する。

### 10 開館時間に関して

夜間の利用ニーズ(需要)に対応するため、拠点施設全体の開館時間の範囲内で開館時間を延長する。なお、特別な企画の行事などでは、夜間や休館日にも開館する。

### 11 司書体制の充実に関して

司書には、公共図書館として所蔵すべき図書を幅広く収集し、市民ニーズにレファレンス(図書調査相談)でこたえることをはじめ、市民団体との連携、教育機関との連携、行政機関との連携により、新たな図書館利用につなげる事業を展開する役割がある。知識経験の豊富な司書が専門性を発揮できるようにするなど、司書体制の充実を図る。

### 12 読書活動の推進に関して

より多くの市民を新たな図書館利用につなげるため、あらゆるテーマに対応できる幅広く豊富な蔵書を活かし、次の取り組みにより読書環境づくりに役立てる。

- ① 子どもが本に親しみ、本を読み進めるように、未就園児の親子が集まる子育て支援の場、また保育園・幼稚園、学童保育所、小学校と連携し、訪問型の子ども読書推進事業などを実施する。
- ② 中高生になっても図書館に集い、生涯学習を進めるように、グループで学習や話し合いができるスペースを設置し、また青少年の参加型で展示や講座、通信発行などを実施する。
- ③ 社会的な課題に関心のある市民が図書館に立ち寄り、生涯学習を進めるように、市役所や市総合会館にある行政機関などと協働し、その啓発テーマに応じた展示や講座を開催する。

### 13 蔵書数に関して

市立図書館は、全市域に対応する中央図書館であることから、「幅広く豊富な蔵書」という根本的な機能こそが、継続して多くの市民が利用する図書館として最重要である。収容能力としての蔵書数は、現状水準を倍増する規模を目標とし、建物設計の中で具体化する。